

燕市立島上小学校いじめ防止基本方針

はじめに

この燕市立島上小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号 以下「法」という。）第 13 条の規定及び燕市いじめ防止基本方針（平成 26 年策定，令和 4 年 10 月一部改定 以下「市基本方針」という。）に基づき，本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの児童にも，どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ，学校の教育活動全体を通じて，すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために，学校は，いじめの未然防止，早期発見，即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に，組織として取り組んでいかなければならない。

また，いじめ問題への取組の重要性について，地域，家庭へも認識を広め，学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(2) いじめの定義

児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(3) いじめ類似行為の定義

児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。

(4) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を，いじめの未然防止，早期発見，即時対応を柱として，計画的かつ迅速に行う。
- ② からかい，いじめ等を認知した場合は，迅速な報告・連絡・相談を徹底する。
- ③ いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ④ 「取組評価アンケート」を活用して，学校の実態を把握し，取組の見直しを PDCA サイクルにより定期的に行う。
- ⑤ 校内研修等において，学校基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに，いじめに対する意識啓発と，いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(5) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務・徳育部・養護教諭

③ 役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者への対応、関係機関との連携等の対応を組織的に実施する。

(6) 地域・保護者との連携

◎保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 法第9条）

- ア PTA 総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- イ 保護者向けのたよりでの啓発及び講演会を年間1回程度実施する。

○地域の活動・PTA補導部の巡視を適宜行う。

○学校ホームページに「学校基本方針」を掲載する。

(7) 関係機関等との連携

- 警察、児童相談所、市教委、民生児童委員と連携を行う。
- 中学校区幼保小中の連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

◎道徳教育の充実を図る。（教育計画「道徳の全体計画」）

◎人権教育、同和教育の充実を図る。（教育計画「人権教育、同和教育全体計画」）

◎社会性を育成する。

（縦割り班活動 お互いに認め合う集団づくり 地域老人会との交流）

◎児童によるいじめ防止のための意識付けを行う。（いじめ見逃しゼロスクール集会等）

○小1プロブレム解消の取組及び中1ギャップ解消の取組を行う。

○日常的な職員間の連携・情報交換を行う。

○アンケートや面談等によりいじめやネットトラブルに発展しかねない状況を把握する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ◎定期的に心のチェックアンケートを実施する。
- ◎教育相談を充実する（いじめ防止等のための年間計画）
アンケート後に実施する。
- 日常的な児童の観察を行う。
- 毎週実施の職員打ち合わせにおいて、気になる児童の情報共有・対応の共通理解を図る。
- 児童自身がＳＯＳを発信するよう、また周囲の児童がからかい等を見逃さないように指導を行う。
- 学校及び県教育委員会・市教育委員会の「いじめ相談窓口」を周知する。

(3) いじめへの即時対応の取組

- ①各教職員はささいないじめの兆候や児童からの訴え等を抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、すべて管理職に報告・相談する。
- ②管理職は直ちにいじめ対策委員会を開催し、以下について具体的方法（いつ・だれが・どのように）を指示する。
 - ・いじめられている児童、いじめをしている児童双方からの聴き取りにより状況を確認すること。（事実を認知した当日内に行うことを原則とする。）
 - ・いじめられている児童を速やかに保護し、自尊感情を高める声掛けや見守りを強化すること。
 - ・いじめをしている児童へのいじめ解消及び再発防止のために必要な指導を行うこと。（いじめは人権を侵害する許されない行為であることを理解させ、それを行った責任を自覚させる。）
 - ・いじめられている児童の保護者への謝罪・調査結果の説明及び今後の対応を説明すること。（原則として、事実を認知した当日に家庭訪問によって行う。）
 - ・いじめをしている児童の保護者への謝罪・調査結果の説明及び今後の対応の説明をすること。（原則として、事実を認知した当日に行う。）
 - ・その他の児童へのいじめ解消及び再発防止のために必要な対応を行うこと。
（いじめられた児童の保護を前提に事実関係を伝え、傍観者ではなく、自分事としていじめの解消及び再発防止に協力するよう働き掛ける。）
- ③管理職は、市教委へ報告し、指導・助言を受ける。

(4) いじめの解消

- いじめに対する措置として、以下の２つの要件を満たされない場合は、「解消している状態」とは判断しない。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも３か月継続していること
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること

(5) 記録の保存

- いじめ対応に関する記録（心のチェックアンケート、聴き取り調査、校内委員会の協議内容）は１０年間保存すること。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。)

(2) 重大事態発生時の調査

○重大が発生した場合、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は学校が行い、詳細調査は専門員会又は組織のいずれかで行うかを市教委の判断のもと行う。

①学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教委に報告する。
- オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- カ 調査結果の公表については、市教委の指導・助言を受けて対処する。
- キ 必要に応じて警察から指導・助言を受け、警察の介入も躊躇しない。

②市教委が調査主体となった場合の対応

ア 市教委の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(3) 留意事項

- ア 児童や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評被害が流れたりしないよう、児童や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシーに配慮する。
- イ 自殺を図る兆候が見られた場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺を企図した背景調査を実施する。
- ウ 調査後は、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた児童が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。
- エ 万が一児童が死に至った場合、調査において亡くなった児童の尊厳を保持するとともに、遺族の心情に十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し再発防止策を講じることを目指すものとする。